

## 【環境特別委員会】

### (1) 審議概観

第132回国会において環境特別委員会に付託された法律案は、内閣提出3件で、いずれも成立した。

また、本委員会付託の請願1種類94件は、保留となった。

第131回国会閉会後の平成7年1月17日及び18日の2日間、公害及び環境保全対策に関する実情調査のため、静岡県に委員を派遣した。

#### 〔法律案の審査〕

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における高い高等学校進学率の状況等にかんがみ、公害健康被害者の子等に支給する遺族補償費を18歳に達した日の属する年度末まで支給するよう支給要件を拡大するとともに、補償給付に係る認定更新について、災害その他やむを得ない理由がある場合の特例措置を設け、阪神・淡路大震災については遡及適用しようとするものである。

委員会においては、阪神・淡路大震災に被災した被認定患者への対応、自動車排出ガス対策、大気汚染と健康被害等について質疑が行われ、本案は全会一致をもって原案どおり可決された。

なお、附帯決議が全会一致をもって付された。

悪臭防止法の一部を改正する法律案は、工場・事業場からの複数の物質による複合悪臭や、家庭ごみ、生活排水、ペット臭などの日常生活に起因する悪臭等最近における悪臭の実態に的確に対応するため、特定の悪臭物質の濃度による現行の規制基準では対応が困難な地域について、それに代えて、人間の嗅覚を用いた測定法に基づく規制基準を設けることができることとするとともに、日常生活に起因する悪臭の防止に関し、国民、地方公共団体、国の責務等を定めるものである。

委員会においては、嗅覚測定法の客観性と畜産農業への影響、嗅覚測定法導入に伴う実施体制、良好な生活環境の観点からの悪臭防止対策等について質疑が行われ、本案は原案どおり全会一致をもって可決された。

大気汚染防止法の一部を改正する法律案は、最近の規制緩和の流れの中で、平成8年4月からガソリン等の石油製品の輸入自由化が見込まれ、今後さまざまな品質の燃料が流通し、自動車排出ガスによる大気汚染の悪化をもたらす懸念があることを踏まえ、自動車燃料の品質を確保するため、自動車排出ガスに影響を及ぼす燃料の性状及び燃料に含まれる物質の量について許容限度を定め

その確保のための措置を講ずることとともに、環境基本法の理念を踏まえ、自動車排出ガス抑制のための国民の努力について定めようとするものである。

委員会においては、許容限度の設定水準、低公害車の普及促進策、大都市の自動車排出ガス対策、気候変動枠組み条約への取組等について質疑が行われ、本案は原案どおり全会一致をもって可決された。

なお、附帯決議が全会一致をもって付された。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案に関し、商工委員会に対し連合審査会の開会を申し入れ、同審査会は開会された。

#### 〔国政調査等〕

2月15日、宮下環境庁長官から所信を、政府委員から平成7年度環境庁関係予算、平成7年度各省庁の環境保全関係予算及び公害等調整委員会の事務概要等についてそれぞれ説明を聴取し、また、先の委員派遣について派遣委員から報告を聴取した。

2月21日、公害対策及び環境保全の基本施策について質疑を行った。

なお、3月20日、予算委員会の委嘱を受け、平成7年度公害等調整委員会及び環境庁関係予算を審査し、琵琶湖の水質保全対策、国際熱帯木材機関の活動に対する環境庁の関与、環境アセスメント制度見直しへの取組状況、トキ保護のための今後の取組、阪神・淡路大震災に被災した中小零細企業の公害防止施設に対する財政的支援策等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成7年1月20日（金）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

### ○平成7年2月15日（水）（第2回）

○公害対策及び環境保全の基本施策について宮下環境庁長官から所信を聴いた。

○平成7年度環境庁関係予算について政府委員から説明を聴いた。

○平成7年度各省庁の環境保全関係予算について政府委員から説明を聴いた。

○公害等調整委員会の事務概要等について政府委員から説明を聴いた。

○派遣委員から報告を聴いた。

### ○平成7年2月21日（火）（第3回）

○公害対策及び環境保全の基本施策に関する件について宮下環境庁長官、政府委員、厚生省、建設省、科学技術庁及び運輸省当局に対し質疑を行った。

- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について宮下環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月10日（金）（第4回）

- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について宮下環境庁長官、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第31号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年3月20日（月）（第5回）

- 平成7年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成7年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成7年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（公害等調整委員会、環境庁））について宮下環境庁長官、政府委員、建設省、外務省、環境庁、文化庁及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

- 本委員会における委嘱審査は終了した。
- 悪臭防止法の一部を改正する法律案（閣法第79号）について宮下環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成7年3月24日（金）（第6回）

- 悪臭防止法の一部を改正する法律案（閣法第79号）について宮下環境庁長官、政府委員、農林水産省、警察庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第79号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り  
反対会派 なし

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について宮下環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成7年4月12日（水）（第7回）

- 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（衆議院送付）について宮下環境庁長官、政府委員、資源エネルギー庁及び運輸省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第62号） 賛成会派 自民、社会、平成、新緑、共産、護り  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成7年6月5日（月）（第8回）

- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律案（閣法第97号）（衆議院送付）について商工委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成7年6月14日（水）（第9回）

- 請願第4号外93件を審査した。
- 公害及び環境保全対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第31号)

##### 【要旨】

本法律案は、公害の影響による健康被害者の保護の充実を図るため、近年における高い高等学校進学率の状況等にかんがみ、被害者の子等に支給する遺族補償費の支給対象に18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者を含めることとするとともに、補償給付に係る認定の更新について、災害その他やむを得ない理由により認定の有効期間の満了前に更新の申請ができなかったときは、その理由がやんだ日から2月以内に限り更新の申請ができるようにする特例措置を設けようとするものである。

認定の更新に係る改正規定は公布の日から、遺族補償費の支給対象に係る改正規定は平成7年4月1日から施行することとしている。なお、認定の更新に係る改正後の規定は、平成7年の兵庫県南部地震による災害についても適用することとしている。

##### 【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 阪神・淡路大震災に被災した被認定者について、その実態の把握に努めるとともに、補償給付等を適切に受けられるよう、認定更新手続の周知徹底、医療機関等関係者への指導等を行うこと。
- 2 建築物の解体・撤去等に伴う環境の悪化等阪神・淡路大震災に伴う環境の二次汚染及び被災した工場・事業場の操業再開等に伴う環境の汚染を防止し、並びに、地域住民の健康を保護するため、環境モニタリング調査を継続して

実施することにより環境汚染の状況を的確に把握するとともに、事業者への指導、住民への啓発等適切な措置を講じること。

- 3 阪神・淡路大震災の被災地域の復興に当たっては、近年の大気汚染の状況等を踏まえ、環境保全に配慮した都市づくりに協力すること。
  - 4 被認定者に対する認定更新等が適切に行われるよう関係自治体の長を指導するとともに、治癒によって制度を離脱した者に対するフォローアップ事業についても、再発の防止に役立つよう努めること。また、被認定者の健康回復を図るための公害保健福祉事業については、その一層の充実強化を図ること。
  - 5 健康被害予防事業については、これまでの効果を踏まえ、適切かつ効率的な実施に努めること。
  - 6 国立環境研究所等において複合的大気汚染による健康影響の調査研究を総合的に推進し、必要な大気汚染対策を講ずるとともに、将来の健康被害の発生を防止するため、環境保健サーベイランス・システムを早急に構築して、必要に応じ、適切な措置を講ずること。
  - 7 主要幹線道路沿道等の局地的汚染については、健康影響に関する科学的知見が未だ十分でない現状にかんがみ、その早急な解明に努めるとともに、必要に応じ、被害救済の方途を検討すること。
  - 8 大都市地域における窒素酸化物、浮遊粒子状物質等による複合的大気汚染については、改善が大幅に遅れ、依然として深刻な状況にあることにかんがみ、早急にその環境基準の達成を図るため、大気汚染防止対策を一層強化すること。
  - 9 近年の大気汚染については、ディーゼル車を中心として、自動車排出ガスの寄与度が高まっていることにかんがみ、自動車排出ガス規制に係る「長期目標」の早期達成及び電気自動車、メタノール自動車等の低公害車の開発普及の促進に努めるとともに、環境保全に配慮した総合的な交通対策を強力に推進すること。
- 右決議する。

## 大気汚染防止法の一部を改正する法律案（閣法第62号）

### 【要旨】

本法律案は、依然として深刻な状況にある自動車排出ガスによる大気汚染の防止を図るため、市場自由化の流れの中でこれまで維持されてきた品質と異なる様々な品質の燃料が流通するおそれがあることを踏まえ、自動車燃料の品質の確保のための規定を設けるとともに、環境基本法の理念を踏まえ、自動車排出ガスの排出抑制のための国民の努力について規定しようとするものであり、

その主な内容は次のとおりである。

1 自動車の燃料に係る許容限度

- (1) 環境庁長官は、自動車排出ガスに影響を及ぼす燃料の性状及び燃料に含まれる物質の量について、許容限度を設定すること。
- (2) 通商産業大臣は、揮発油等の品質の確保等に関する法律において、(1)の許容限度が確保されるよう考慮すること。
- (3) 運輸大臣は、道路運送車両法に基づく措置が(1)の許容限度の確保に資することとなるよう考慮すること。

2 国民の努力

国民は、自動車の運転等に当たっては、自動車排出ガスが抑制されるよう努めなければならないこと。

3 施行期日

この法律は、石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成8年4月1日）から施行すること。ただし、国民の努力に係る改正規定は公布の日から施行すること。

**【附帯決議】**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 多種・多様な有害大気汚染物質による健康影響についての懸念が高まっていることにかんがみ、現在未規制の物質について、その健康影響、排出実態等に係る調査研究を早急に推進するとともに、健康被害の未然防止の観点に立った総合的・体系的な有害大気汚染物質対策の確立を図ること。
  - 2 ベンゼン等の物質については、大気汚染の監視測定体制を充実させ、その健康影響についての科学的知見の集積を図るとともに、自動車燃料中の含有量について、先進的な規制の行われている諸外国の動向を踏まえつつ、早急に低減を図るよう措置すること。
  - 3 自動車排出ガス低減長期目標を極力早期に達成するとともに、今後、自動車燃料の品質改善を含めた新たな目標設定についての検討を進めること。
  - 4 電気自動車等の低公害車について、その普及促進を図るため、国等の率先導入、技術開発の促進、燃料供給網の整備等の社会的経済的な基盤整備に努めること。
  - 5 自動車排出ガス抑制に関する国民一人ひとりの取組を促進するため、地方公共団体等と連携して、広報啓発等の施策を積極的に推進すること。
- 右決議する。

## 悪臭防止法の一部を改正する法律案（閣法第79号）

### 【要旨】

本法律案は、最近における悪臭の実態に的確に対応するため、人間の嗅覚を用いた測定法に基づく規制基準を都道府県知事が定めることができることとするとともに、悪臭の防止に関する国、地方公共団体及び国民の責務を定める等悪臭防止対策の推進に関する規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 人間の嗅覚を用いた測定法による規制基準の設定

- (1) 都道府県知事は、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定しなければならないこととすること。
- (2) 都道府県知事は、特定悪臭物質の種類ごとの規制基準に代えて臭気指数の許容限度による規制基準を定めることができることとすること。
- (3) 都道府県知事は、規制地域における大気中の特定悪臭物質の濃度又は大気の臭気指数について、必要な測定を行わなければならないこととすること。

#### 2 悪臭防止対策の推進

- (1) 何人も、住居が集合している地域においては、その日常生活における行為に伴い悪臭が発生し、周辺地域における住民の生活環境が損なわれることのないように努めるとともに、国又は地方公共団体による悪臭の防止に関する施策に協力しなければならないものとする。
- (2) 地方公共団体は、悪臭の防止のための住民の努力に対する支援、必要な情報の提供その他の悪臭の防止に関する施策を策定、実施するように努めなければならないものとする。
- (3) 国は、悪臭の防止に関する啓発及び知識の普及その他の悪臭の防止に関する施策を総合的に策定、実施するとともに、地方公共団体が実施する悪臭の防止に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるように努めなければならないものとする。

#### 3 施行期日

この法律は、平成8年4月1日から施行すること。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会決議	本会議決	委員会付託	委員会決議	本会議決	
31	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	7. 2. 10	7. 2. 17	7. 3. 10 可決 附帯決議	7. 3. 10 可決	7. 2. 10 環境	7. 2. 17 可決 附帯決議	7. 2. 17 可決	
62	大気汚染防止法の一部を改正する法律案	〃	2. 28	3. 8 (予備)	4. 12 可決 附帯決議	4. 14 可決	3. 3 環境	3. 10 可決 附帯決議	3. 14 可決	
79	悪臭防止法の一部を改正する法律案	参	3. 10	3. 10	3. 24 可決	3. 24 可決	3. 10 (予備) 環境	4. 14 可決 附帯決議	4. 14 可決	